

五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱（令和2年7月1日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表1の項中に「、ブロッコリー」を加え、「きゅうり」を「キュウリ」に改め、同条第2項の表2の項中「1の」を「前1」に、「五所川原市水田フル活用ビジョン」を「五所川原市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」に改め、同条第3項中に「（多段栽培の場合は、使用している栽培棚の面積の合計）」を加え、同条第2項の表に次の1項を加える。

3 前1、2項に掲げるもののほか、市長が地域で振興していくことが有効かつ必要と認める作物

第4条第1項中「当該事業の実施に要する費用の2分の1以内の額」を「当該事業の実施に要する費用（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1以内の額」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。